

株式会社ピクセラ 定 款

変更日：令和6年11月22日

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ピクセラと称する。

英文では、PIXELA CORPORATIONと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータによる各種業務システムの開発、販売
2. 電子回路の設計、開発及び販売
3. 半導体集積回路の設計、開発及び販売
4. 電子及び電気機器の設計、開発、製造及び販売
5. 照明及び住宅関連機器の設計、開発、製造及び販売
6. 電池及びその応用製品の設計、開発、製造及び販売
7. 化学工業製品及びその応用機器の開発、製造及び販売
8. コンピュータ及び周辺機器の開発、製造及び販売
9. ソフトウェアの開発、製造及び販売
10. 前各号に関連する調査、研究及びコンサルティング並びに工事の設計、施工及び請負
11. コンピュータによるデータ入出力サービス
12. インターネット、電子メールによるコンピュータシステムの保守、管理
13. 電話、ファクシミリによるコンピュータシステムのサポート業務
14. 音声、音楽、映像、データ等のコンテンツの企画、制作、管理、複写、放送、上映、配信、出版、賃貸、販売及び輸出入
15. インターネット・ショッピングモールの企画、運営
16. インターネットによる決済処理業務の受託及び決済システムの開発、販売並びに仲介
17. インターネット及びコンピュータシステムによる各種情報の提供サービス
18. 広告代理業
19. 株式、社債の取得、保有、売却
20. 特定労働者派遣業
21. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、109,988,624株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は109,866,744株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は81,880株、B種種類株式の発行可能種類株式総数は40,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株、A種種類株式につき1株、B種種類株式につき1株とする。

(株式取扱規程)

第8条 株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の買増請求)

第10条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第2章の2 A種種類株式

(剰余金の配当)

第10条の2 当会社はA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）及びA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主とあわせて以下、「A種種類株主等」という。）に対しては、配当を行わない。

(残余財産の分配)

第10条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対して、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（普通株主とあわせて以下、「普通株主等」という。）に先立ち、B種種類株式を有する株主（以下、「B種種類株主」という。）及びB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主とあわせて以下、「B種種類株主等」という。）と同順位にて、A種種類株式1株につき、10,000円の金銭を支払う。

② A種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

第10条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、当会社の株主総会において議決権を有しない。

(種類株主総会の議決権)

第10条の5 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会（以下、「A種種類株主総会」という。）の決議を要しない。

(A種種類株主総会への準用)

第10条の6 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催されるA種種類株主総会について準用する。

② 第13条、第14条及び第16条の規定は、A種種類株主総会について準用する。

③ 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定によるA種種類株主総会の決議について、第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定によるA種種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

(株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利)

第10条の7 当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

② 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③ 当会社は、A種種類株主には、株式無償割当又は新株予約権無償割当を行わない。

(金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）)

第10条の8 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の3営業日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求（以下、「A種償還請求」という。）することができるものとし、当会社は、当該A種償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該A種償還請求に係るA種種類株式の数に10,000円を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。

但し、同一の日を償還請求日としてA種償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、A種償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、A種償還請求がなされなかったものとみなす。

② 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が当会社の定める償還請求受付場所に到達したときに発生する。A種償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

(普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権))

第10条の9 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、転換請求日(以下に定義する。)の3営業日前までに当会社に対して書面による通知(撤回不能とする。以下、「転換請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して当会社普通株式の交付と引き換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「転換請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該転換請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社普通株式(以下、「対価普通株式」という。)を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。但し、次項に基づき交付される普通株式数が転換可能株式数を超える場合には、転換可能株式数を超えない範囲内においてのみ転換請求の効力が生じるものとし、転換可能株式数を超えることとなる部分については転換請求がなされなかったものとみなす。上記の但書において「転換可能株式数」とは、転換請求が効力を生じる日(以下、「転換請求日」という。)における(ア)当会社の発行可能株式総数から、転換請求日における当会社の発行済株式総数及び転換請求日における新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。以下本項において同じ。)の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(イ)当会社の普通株式の発行可能種類株式総数から、転換請求日における当会社の発行済普通株式数及び転換請求日における新株予約権の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか少ない数をいう。

② 対価普通株式の数は、転換請求に係るA種種類株式の数に10,000円を乗じて得られる額を、第3項及び第4項に定める転換価額で除して得られる数とする。なお、A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

③ 転換価額は、当初40円とする。但し、転換価額は、第4項の規定により調整されることがある。

④

(1) 当会社は、2023年12月30日以降、第2号に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

ア 当会社普通株式を新たに交付(当会社普通株式を新たに発行し、又は当会社の保有する当会社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合(但し、株式無償割当ての場合、当会社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられていると

きは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

イ 株式分割又は株式無償割当により当会社普通株式を発行する場合、調整後転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当会社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当会社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当会社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

ウ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当会社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当会社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当会社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

エ 当会社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得条項に基づく取得と引換えに当会社普通株式を交付する場合、調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

オ アないしウの各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときは、アないしウの定めにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本号に定める取得請求権を行使した A 種種類株主に対しては、次の算式に従って当会社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 0.01 円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後

の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 転換価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

ア 0.01 円未満の端数を四捨五入する。

イ 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式の数を控除した数とする。また、本項(2)イの場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(5) 第2号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、2023年12月30日以降、次に掲げる場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

ア 株式の併合、当会社を存続会社とする合併、当会社を承継会社とする吸収分割、当会社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

イ その他当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

ウ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにA種種類株主に通知する。但し、第2号オの場合その他適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

⑤ 転換請求事前通知の効力は、転換請求事前通知に要する書類が当会社の定める転換請求受付場所に到達したときに発生する。転換請求の効力は、当該転換請求事前通知に係る転換請求日において発生する。

(金銭を対価とする取得条項(強制償還))

第10条の10 当会社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下、「A種償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、当該A種償還日の2週間前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下、「A種金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該A種金銭対価償還にかかるA種種類株式を取得するのと引換えに、当該A種金銭対価償還請求に係るA種種類株式の数に10,000円を乗じて得られる額の金銭をA種種類株主に対して交付するものとする。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

第2章の3 B種種類株式

(剰余金の配当)

第 10 条の 11 当社は、B 種種類株主等に対しては、配当を行わない。

(残余財産の分配)

第 10 条の 12 当社は、残余財産を分配するときは、B 種種類株主等に対して、普通株主等に先立ち、A 種種類株主等と同順位にて、B 種種類株式 1 株につき、10,000 円の金銭を支払う。

② B 種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

第 10 条の 13 B 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、当社の株主総会において議決権を有しない。

(種類株主総会の議決権)

第 10 条の 14 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B 種種類株主を構成員とする種類株主総会（以下、「B 種種類株主総会」という。）の決議を要しない。

(B 種種類株主総会への準用)

第 10 条の 15 第 11 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される B 種種類株主総会について準用する。

② 第 13 条、第 14 条及び第 16 条の規定は、B 種種類株主総会について準用する。

③ 第 15 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による B 種種類株主総会の決議について、第 15 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による B 種種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

(株式の併合、分割及び募集新株の割当てを受ける権利)

第 10 条の 16 当社は、B 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

② 当社は、B 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③ 当社は、B 種種類株主には、株式無償割当又は新株予約権無償割当を行わない。

(金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）)

第 10 条の 17 B 種種類株主は、B 種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求可能額が正の値であるときに限り、毎月 1 日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求日として、償還請求日の 3 営業日前までに償還請求事前通知（撤回不能とする。）を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求（以下、「B 種償還請求」という。）することができるものとし、当社は、当該 B 種償還請求に係る B 種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該 B 種償還請求に係る B 種種類株式の数に 10,000 円を乗じて得られる額の金銭を、B 種種類株主に対して交付するものとする。

但し、同一の日を償還請求日として B 種償還請求がなされた B 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、B 種償還請求がなされた B 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ B 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった B 種種類株式については、B 種償還請求がなされなかったものとみなす。

- ② 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が当会社の定める償還請求受付場所に到達したときに発生する。B 種償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

(金銭を対価とする取得条項 (強制償還))

第 10 条の 18 当社は、B 種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日 (以下、「B 種償還日」という。) が到来することをもって、B 種種類株主等に対して、当該 B 種償還日の 2 週間前までに書面による通知 (撤回不能とする。) を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B 種種類株式の全部又は一部を取得することができる (以下、「B 種金銭対価償還」という。) ものとし、当社は、当該 B 種金銭対価償還にかかる B 種種類株式を取得するのと引換えに、当該 B 種金銭対価償還請求に係る B 種種類株式の数に 10,000 円を乗じて得られる額の金銭を B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、B 種種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定める順序により、他の取締役がこれを代わる。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議要件)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 17 条 当会社に取締役 3 名以上を置く。

(選任)

第 18 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(取締役会)

第 20 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- ④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役社長 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を

選定することができる。

(社外取締役の責任限定)

第 22 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 23 条 当会社に監査役 4 名以内を置く。

(選任)

第 24 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 25 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第 26 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第 27 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(社外監査役の責任限定)

第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(剰余金の配当)

第 30 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第 31 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 32 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。